

はじめて保険営業される方向けの

確定申告研修

CalQ

エフアンドエム会計サービス「カルク」

ご入社おめでとうございます

退職金制度
その他
福利厚生

厚生年金
加入

健康保険
組合加入

充実した
研修制度

自由で
働きやすい
職場環境

個人事業主
特有の節税効果



エフアンドエムについて



CalQ
エフアンドエム会計サービス「カルク」

“封筒に入れるだけ”の簡単
会計サービス「カルク」

全国の生命保険会社営業職員さまの
93,000名以上 がご利用中！

※上記の会員数は2025年3月末時点の集計です。

確定申告とは？

1/1

12/31

2/16

3/15



収入や必要経費などを計算して
税額を 税務署へ自己申告

※1年間に得たすべての所得、所得税額等を計算し、税金の清算手続きを行うことが所得税の確定申告です。

年末調整と確定申告の違い

給与所得者

年末
調整



年末調整

勤め先



税金精算

事業所得者

確定
申告

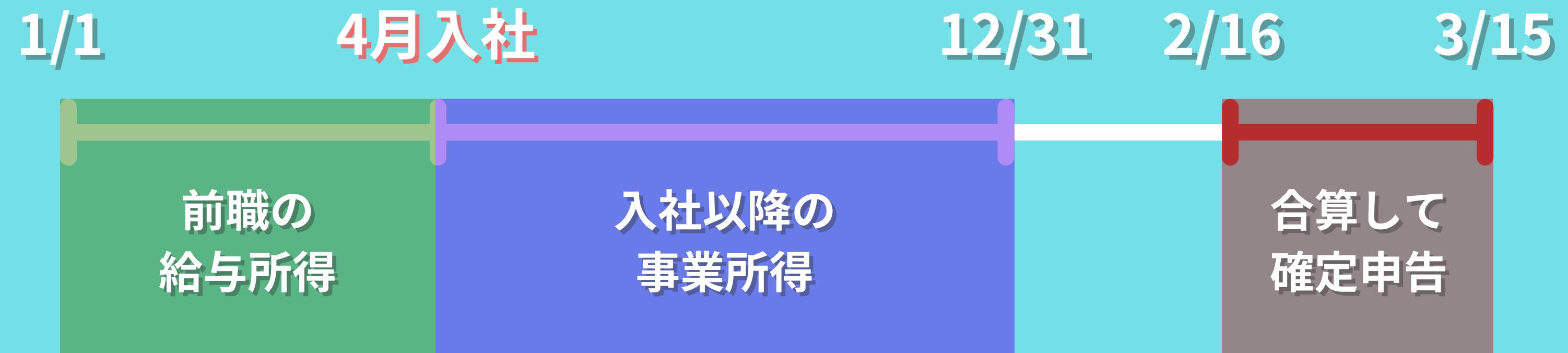


確定申告をして税金精算



税務署

給与所得がある場合

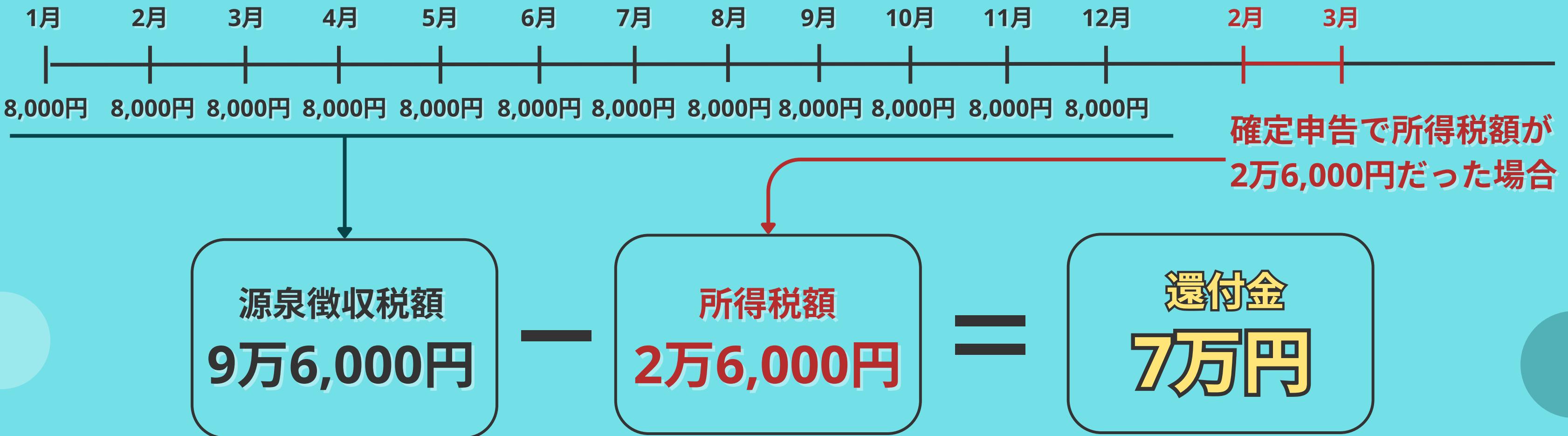


確定申告時に、前職の給与所得の
源泉徴収票が必須です



源泉徴収と還付金のしくみ

毎月の報酬から所得税が源泉徴収される



源泉徴収税額のほうが確定申告で計算した所得税より多い場合は、所得税の還付を受けられます

税金の決まり方

所得税の計算



※所得税の税額控除、復興特別所得税は考慮しておりません。

住民税の計算



※住民税の所得控除は、所得税の所得控除とは異なるため、実際の金額とは異なります。

※住民税均等割は考慮しておりません。

所得税率
最低税率 **5%**

所得税

$$77\text{万円} \times 5\% \\ = \text{約} 3\text{万} 8,500\text{円}$$

住民税

$$120\text{万円} \times 10\% \\ = \text{約} 12\text{万円}$$

合計 約 15万8,500円

節税のしくみ

所得税の計算



※所得税の税額控除、復興特別所得税は考慮しておりません。

住民税の計算



※住民税の所得控除は、所得税の所得控除とは異なるため、実際の金額とは異なります。

※住民税均等割は考慮しておりません。

所得税の計算



※所得税の税額控除、復興特別所得税は考慮しておりません。

住民税の計算



※住民税の所得控除は、所得税の所得控除とは異なるため、実際の金額とは異なります。

※住民税均等割は考慮しておりません。

節税のしくみ



節税のしくみ

節税するためには……

必要経費

所得税率
最低税率
5%

課税される
所得金額
77万円

住民税

住民税率
10%

$77\text{万円} \times 5\% = \text{約}3\text{万}8,500\text{円}$

$120\text{万円} \times 10\% = \text{約}12\text{万円}$

合計 約 15万円

所得控除

※実際の金額とは異なります。

をもれなく集めること

所得税

$30\text{万円} \times 5\% = \text{約}1\text{万}5,000\text{円}$

住民税

$70\text{万円} \times 10\% = \text{約}7\text{万円}$

合計 約 7万円

をもれなく受けること

差額 約 7万 3,500円

所得税率
最低税率
5%

5%

所得控除
0万円

課税される
所得金額
30万円

住民税率
10%

空除
円

課税される
所得金額
70万円

※実際の金額とは異なります。

必要経費を集めると

必要経費

売上を上げるための出費

集める



計算する



確定申告で
税金を抑えられる



必要経費の代表例

租税公課	組合費、自動車税、自動車取得税、自動車重量税（購入時）など
旅費交通費	電車、バス、タクシー、定期代、高速道路料金、出張旅費（宿泊費含む）など
通信費	携帯電話、固定電話、切手、はがきなど
接待交際費	飲食代、ゴルフ代、接待旅行代、慶弔見舞金、お土産、お中元、お歳暮など
損害保険料	任意保険料、自賠責保険料など
会社控除経費	給与より引かれている物品代など
消耗品費	営業用カバン、名刺、事務用品、封筒など
販売促進費	差し入れ、販促物品代、手土産代、紹介者謝礼など

会議研修費	会議用飲食代、書籍、地図、証明写真、資格試験料など
採用育成費	採用のための飲食代、新人教育にかかる費用、広告費など
車両燃料費	ガソリン代、オイル代、洗車代、駐車場代、自動車修理代、車検費用、定期点検代、自動車部品代、備品、JAFなど
雑費	その他の必要経費

※代表的なものを抜粋しています。これですべてではありません。

※事業を行う目的で支出した場合に、必要経費にできます。

※プライベートの支出は領収書・レシートがあっても必要経費にできません。

「仕事のための出費」を
もれなく集めること
が大切です！



帳簿作成

月	日	摘要	売上	必要経費				
				租税公課	旅費交通費	通信費	消耗品費	会議研修費
1	2	○○文具店 事務用ボールペン					330	
	4	○○バス ××～△△間		220				
	6	○○カフェ ミーティング					1,200	
	11	印紙代		330				
	25	1月分報酬	220,000					
	27	○○通信 携帯電話料金			7,522			



最低限必要な項目



F&M会計アプリ



会計サービス「カルク」を利用しない
生命保険営業職員さま向け

- 完全無料の会計アプリ！
- 家計簿感覚でカンタン帳簿づけ！
- 白色申告と青色申告10万円控除に対応！
※青色申告65万円控除は対応しておりません

インストールは
こちらから

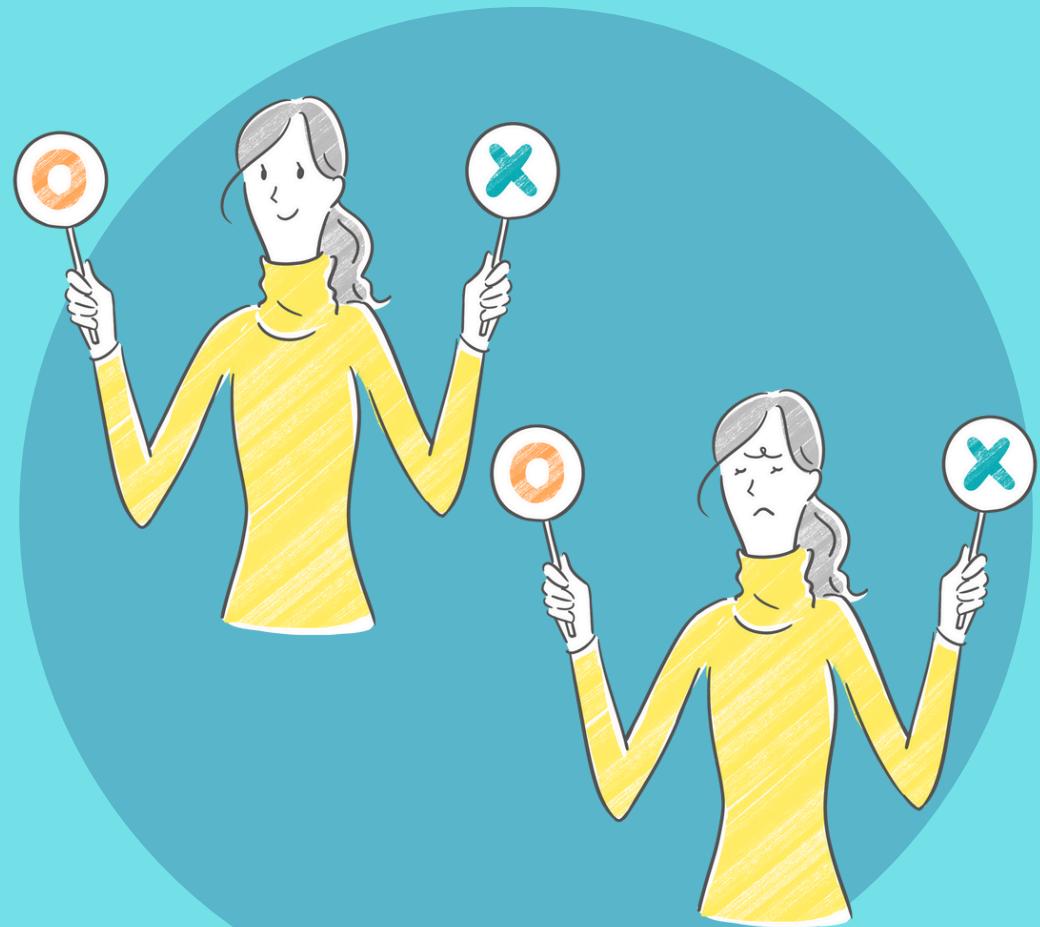


所得控除を受けると

所得控除

- ・社会保険料控除
 - ・小規模企業共済等掛金控除
 - ・生命保険料控除
 - ・地震保険料控除
 - ・寡婦控除
 - ・ひとり親控除
 - ・勤労学生控除
 - ・障害者控除
 - ・配偶者控除
 - ・配偶者特別控除
 - ・扶養控除
 - ・基礎控除
 - ・雑損控除
 - ・医療費控除
 - ・寄附金控除
- など

家庭事情などで受けられるものが決まる



自分が受けられる
所得控除を確認する

確定申告で
税金を抑えられる



青色申告の節税効果



所得税率
最低税率 **5%**

住民税率 **10%**

白色
申告

収入300万円		
必要経費	所得控除	課税される 所得金額
110円	113万円	77万円

所得税 約3万8,500円
住民税 約12万2,000円
節税効果なし

青色
申告
10万

収入300万円		
必要経費	所得控除	課税される 所得金額
110万円	113万円	67万円

所得税 約3万3,500円
住民税 約11万2,000円
青色申告で **約1万5,000円** 減税！

青色
申告
65万

収入300万円		
必要経費	青色申告 特別控除	所得控除
110万円	65万円	120万円

所得税 約2,500円
住民税 約5万7,000円
青色申告で **約9万7,500円** 減税！
基礎控除UPで **約3,500円** 減税！

※本資料は令和7年12月1日施行予定の税制改正をもとに作成しております。

※所得税の税額控除、復興特別所得税は考慮しておりません。

※住民税均等割は考慮しておりません。

※住民税の所得控除は、所得税の所得控除とは異なるため、実際の金額とは異なります。

青色申告で所得を抑える

白色
申告



収入

年収、総支給、額面金額など

青色
申告
65万



所得

収入から必要経費と青色申告
特別控除額を引いた金額

所得を抑えるメリット

青色
申告
65万



児童扶養手当



認可保育園料



公営住宅家賃



ご家族の税金上の扶養



※税金上の扶養とは、
配偶者（特別）控除、扶養控除のことです。

配偶者特別控除の要件

配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	58万円超 95万円以下	38万円	26万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※ (引用元) 国税庁HP | No.1195 配偶者特別控除より

配偶者の所得
95万円以下

配偶者特別控除
38万円

配偶者の所得
133万円以下

配偶者特別控除
3万円

配偶者特別控除を受ける流れ

配偶者が会社員、自身が事業所得者の場合

配偶者が会社で年末調整



配偶者が12月に
年末調整をします

自身が確定申告



自身が確定申告をすることで
所得金額が確定します

税務署でお手続き



配偶者特別控除を受けるためには
配偶者の確定申告が必要です

配偶者特別控除の節税効果

配偶者の収入が500万円で配偶者特別控除38万円を受けた場合

収入500万円			
給与所得控除 144万円	その他の所得控除 130万円	配偶者 特別控除 38万円	課税される所得金額 226万円→188万円

所得税・住民税
合計 約35万4,500円

所得税・住民税
合計 約28万2,000円

約7万2,500円 の減税

※所得税の税額控除、復興特別所得税は考慮しておりません。

青色申告承認申請書の提出

税務署受付印	1090
所得税の青色申告承認申請書	
税務署長	納税地 ○住所地・○居所地・○事業所等 (該当するものを選択してください。 (〒 - -))
年月日 提出	上記以外の 住 所 ・ 事 業 所 等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -)
	フリガナ 氏 名 生年月日 ○大正 ○昭和 年月日 ○平成 ○令和
	職業 フリガナ 屋号
令和 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。	
1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)	
名称	所在地
名称	所在地
2 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)	
○事業所得 ○不動産所得 ○山林所得	
3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無 (1) ○有 (○取消し・○取りやめ) 年月日 (2) ○無	
4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年月日	
5 相続による事業承継の有無 (1) ○有 相続開始年月日 年月日 被相続人の氏名 (2) ○無	
6 その他参考事項 (1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。) ○複式簿記 ○簡易簿記 ○その他 ()	
(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください) ○現金出納帳 ○売掛帳 ○買掛帳 ○経費帳 ○固定資産台帳 ○預金出納帳 ○手形記入帳 ○債権債務記入帳 ○総勘定元帳 ○仕訳帳 ○入金伝票 ○出金伝票 ○振替伝票 ○現金式簡易帳簿 ○その他	
(3) その他	
開港税理士	整理番号 開港部門 A B C 税務署 整 通 信 日 付 印 の 年 月 日 確 認 理 標 年 月 日

初年申告から青色申告を適用する場合

事業開始日より

2カ月以内

の提出が必要です！

研修受講者限定！

無料で

青色申告承認申請書を 代理提出いたします

研修受講者のうち

83%

の方々より、代理申請の
依頼を承っております。



- 忙しくて税務署に行く時間がない人も大丈夫！
- 一度申請しておけば、以降毎年「青色申告」を適用可能！
- 申請後に白色申告で申告することも可能！



※2024年4月から2025年3月のデータより、研修受講者16,738名より13,896名より代理申請を承りました。

※確定申告をはじめとする税務業務は、F&Mパートナーズ税理士法人（税理士法人番号第579号）が対応いたします。<広告>

青色申告65万円控除を適用する場合

e-Taxによる
電子申告

青色申告
承認申請書
提出

複式簿記
帳簿づけ

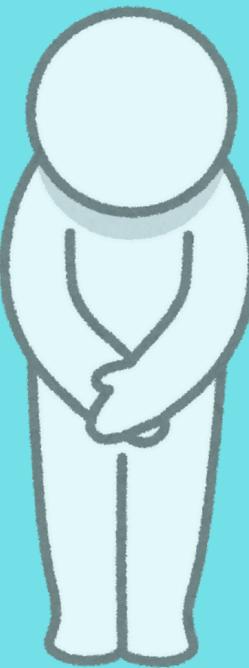
3/15
期限内の
申告書提出

貸借対照表
損益計算書
作成

※事業に係る仕訳帳および総勘定元帳について電子帳簿保存を行っている場合、e-Taxによる電子申告は不要です。

アンケートにご協力ください

青色申告承認申請書の
代理提出（無料）もこちらから



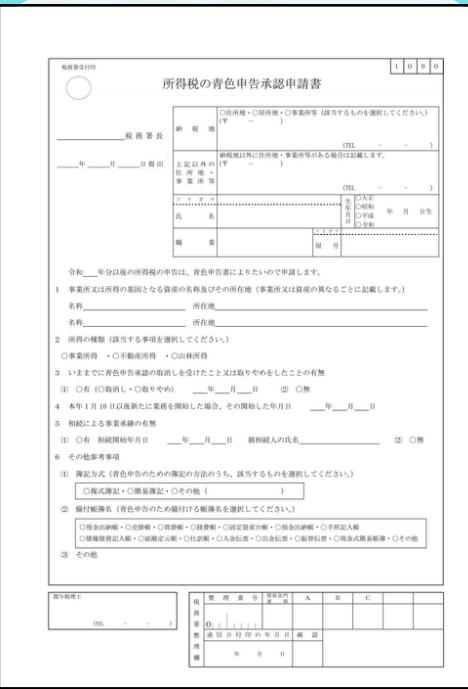
青色申告承認申請書の代理提出はサービスをご利用されない方でも無料でご依頼いただけます。
会計サービス「カルク」のお申込みは別途お手続きが必要です。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※確定申告をはじめとする税務業務は、F&Mパートナーズ税理士法人（税理士法人番号第579号）が対応いたします。<広告>

アンケート回答特典（無料）

アンケート回答特典①



青色申告承認申請書の代理申請

サービスをご利用されない方でも、
無料で代理申請をご依頼いただけます。
会計サービス「カルク」のお申込みは
別途お手続きが必要です。

アンケート回答特典②



無料コンテンツダウンロード

本日の研修資料や確定申告の教科書、
確定申告マンガなどをご用意しております。

アンケート回答特典③



無料会計相談

本日の研修内容に関する質問はもちろん、
個別の事情に合わせて情報提供いたします。
後日、弊社担当者よりご連絡差し上げます。

岸葉月 : 070-5594-0795

吉田百花 : 070-6646-7690

こんな方におすすめです

確定申告は大変そう……

毎日帳簿づけする
細かな作業は続かない

税金のことはよくわからないけど
なるべく節税したい

児童扶養手当や保育料が心配

家族の税金上の扶養に入りたい

※税金上の扶養とは、配偶者（特別）控除、扶養控除のことです。





“封筒に入れるだけ”の簡単
会計サービス「カルク」

全国の生命保険会社営業職員さまの
93,000名以上がご利用中！

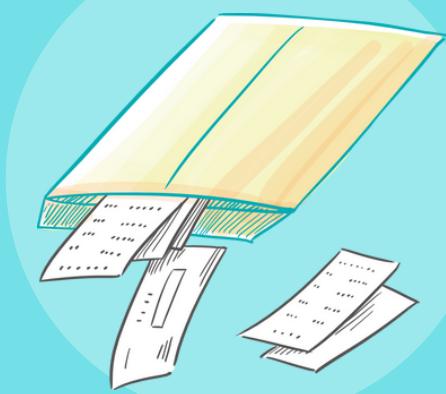
※上記の会員数は2025年3月末時点の集計です。

サービスの流れ

必要経費等を
集める



封筒に入る



ポスト投函する



計算結果は
アプリで確認



質問や相談は
コールセンターへ



紹介税理士法人より
申告書提出



青色申告65万円控除対応！